

## ○御杖村住宅用消火器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民の防火意識の高揚と初期消火の推進を図るため家庭用消火器を購入し設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における家庭用消火器（以下「補助対象設備」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の9第1項に規定する表示が付されている消火器及び同法第21条の16の3第1項に規定する表示が付されているエアゾール式簡易消火具をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら購入した補助対象設備を自ら居住する村内の住宅に設置した者
- (2) 本村に居住し、第6条の交付申請を行う日において、本村の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 補助対象者が属する世帯で村税等の滞納が無い者
- (4) 暴力団等（御杖村暴力団排除条例（平成23年条例第15号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず補助金の交付を受けようとする者が、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている世帯の場合は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅に設置する消火器の購入及び購入に伴う既設消火器の処分に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用消火器設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象設備の設置が完了した日から30日を経過した日までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 購入した消火器のカラー写真
- (2) 消火器の購入日及び金額を確認できる領収書等の写し

- (3) 誓約書（様式第 2 号）
- (4) 住宅用消火器設置費補助金請求書（様式第 3 号）
- (5) その他村長が必要と認める書類  
（申請の取下げ）

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって村長に届け出なければならない。

（補助金の交付等）

第 8 条 村長は、第 6 条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、当該補助対象者に、住宅用消火器設置費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、通知する。

2 村長は、前項の規定により補助金確定を通知したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 9 条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

住宅用消火器設置費補助金交付申請書兼実績報告書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

住宅用消火器設置費補助金請求書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

住宅用消火器設置費補助金交付決定通知書

[別紙参照]